

## 特別障害者手当等に係る過払金の発生について

特別障害者手当等（国手当）及び心身障害者手当（区手当）に過払い金が発生していたことが判明したため、下記のとおり、報告する。

### 記

#### 1 対象者及び過払い金額

##### (1) 事務の誤処理による過払い金対象者

① 該当者数 5名

② 過払い金総額 1,820,230円

(内訳) 特別障害者手当（国手当） 1,293,230円

心身障害者福祉手当（区手当） 527,000円

##### (2) システムのデータ抽出漏れによる過払い金対象者

① 該当者数 13名

② 過払い金総額 2,640,300円

(内訳) 特別障害者手当（国手当） 299,800円

心身障害者福祉手当（区手当） 2,340,500円

#### 2 事故の概要

##### (1) 事故判明日

令和2年9月14日（月曜日）

##### (2) 概要

###### ① 事務の誤処理による過払いについて

特別障害者手当（国手当）の現況調査を行っていたところ、平成29年9月に資格喪失手続きを行うべき受給者1名に対し、資格喪失手続きを行わず、令和2年7月分まで34ヵ月分（91万9,940円）を過払していることが判明した。また、この受給者に対して、心身障害者手当（区手当）についても、34ヵ月分（52万7,000円）を過払していることが判明した。

同様の誤処理が、無いか手当対象者の全件確認を行ったところ、4人を対象に、182万230円の過払があったことが判明した。

## ② システムのデータ抽出漏れによる過払いについて

介護保険システムと福祉総合システム間でデータ連携を行うことで、補完的に施設入所者を把握し資格喪失手続きを行っているが、事務の誤処理による過払い金対象者の全件調査の実施中、抽出されていると認識していたデータの一部が抽出されていないことが判明した。

同様に抽出されていないデータが無いか確認したところ、13名を対象に総額264万300円の過払いがあることが判明した。

## 3 発生原因

- (1) 当該手当は、施設入所が資格喪失要件となるため、本来ならば、施設入所の申し出を受けた時点で、資格喪失の手続きを行うべきであったが、事務を放置し、怠った。
- (2) システムの仕様に対する認識が不足しており、運用方法に問題があったため、一部の施設入所者情報について抽出・把握することができていなかった。

## 4 再発防止策

- (1) 当該事務処理はもとより、全ての事務処理について、事務手順を再度確認し、適切に事務処理が行われているか、改めて、全件チェックのうえ、改善を図り、適切な事務処理を徹底する。
- (2) 事務処理のチェック体制を、改めて厳格に行う。

## 5 今後の対応

11月6日（金曜日）から、対象者への謝罪をするとともに、過払い金の返還の依頼を開始し、対応にあたっている。